

第3期 福島市子ども・子育て支援事業計画について

資料1-2

●現行計画

計画名称	計画期間	根拠法令	策定のための調査
福島市子ども・子育て新ステージプラン (福島市子ども・子育て支援事業計画2020)	令和2年度～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法 ・次世代育成支援対策推進法 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児世帯:3,300世帯 ・小学生世帯:2,900世帯 ・小学校5年生:2,390世帯
※福島市青少年プラン	令和3年度～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進法 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生:184人 ・中学2年生:211人 ・高校2年生:344人 ・一般:922人

●こども基本法における「市町村こども計画」について

【こども基本法(令和5年4月1日施行)】

第10条

- 2 市町村は、こども大綱(中略)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画 その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

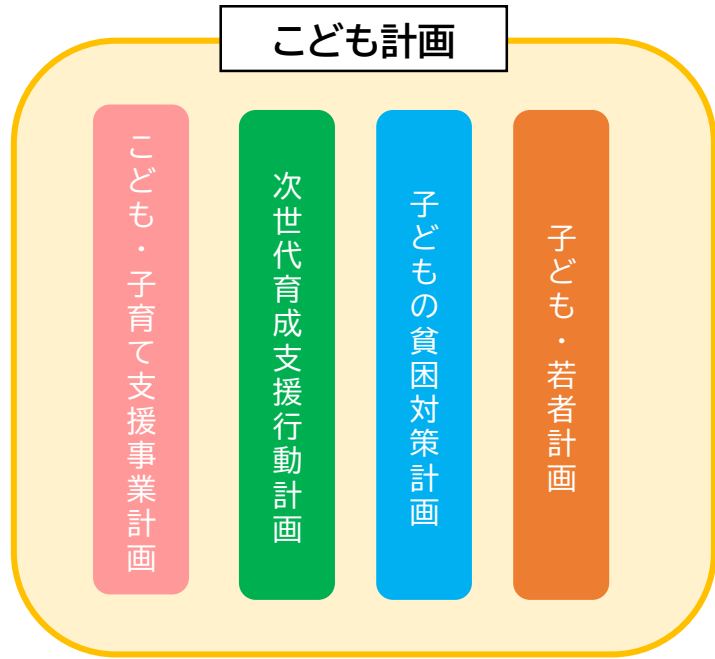
※こども基本法説明資料(内閣官房こども家庭庁設立準備室)より

第10条第5項「その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」の例
 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

●新計画(案)

令和7年度から令和11年度までの計画期間

『こども計画』一体型



令和5年秋の国の『こども大綱』の決定を待って、次期計画に向けた子育て世代のニーズ調査の手法や要否を含め検討していく。

●今後のスケジュール(イメージ)

令和5年度								令和6年度
4月~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~3月
第1回分科会	こども大綱		第2回分科会				第3回分科会	
			アンケート調査(ニーズ調査)				計画策定	

●アンケート調査(案)

- ・子ども・子育て支援に関するニーズ
- ・子どもの生活に関する実態調査

(仮称)福島市こども計画

各種子ども施策に関する計画を包含する。